

第1回予備試験は受かりやすかったのか！？

～第2回予備試験に備える！～

1 はじめに

第1回司法試験予備試験の合格発表があり、116人の方が合格されました。合格率は、対出願者ベース（8971人）で1.29%、対短答式実受験者ベース（6477人）で1.79%というものでした。受験願書に基づく情報によれば、合格者の年齢（本年12月末現在）は、最低年齢20歳、最高年齢59歳でした。

参考情報として発表されたデータでは、大学生（出願時現在）の合格者が全合格者数の30%以上を占めており、学部卒業までの期間で合格レベルにもっていくことは現実的に可能だということを示しています。なお、短答式合格者に着目すると、高校在学中の方もおり、短答式合格レベルの知識・理解については高校生の段階でも習得することは不可能ではないということになります。

また、合格者の過去の司法試験の受験経験に関しては、「旧司法試験のみ受験したことがある」方が7割弱を占めており、旧司法試験合格に向けた学習成果が予備試験にも十分に生きるということを示しています。もっとも、旧試験も新試験も受験したことがないという方も17人で、試験未経験者が予備試験に合格することも十分に可能であることも判明しました。

さらに、有職者の合格者も30人以上で、仕事で学習時間が制約された条件の下でも、予備試験合格レベルに達することは可能ということを示しています。有職者の方は司法試験合格後に一定の経歴を経たうえで、弁護士資格認定制度を利用することにより、それまでに築いてきたキャリアを無駄にすることなく、弁護士資格を取得することが可能です。

2 データからみる第1回予備試験

(1) 短答式試験

ア 出願者	8971人
イ 欠席者	2494人
ウ 受験者	6477人（うち途中欠席67人）
エ 受験率	72.2%（出願者に占める受験者の割合）

オ 採点対象者 6410人

カ 合格者

(ア) 合格点

各科目の合計得点165点以上(270点満点で61.1%の得点率)

(イ) 合格者数

1,339人(対出願者数で14.9%、対受験者数で20.6%の合格率)

(ウ) 合格者の平均点

184.7点(270点満点で68.4%の得点率)

※ 短答式の得点

得点		最高点	最低点	平均点
合計得点 (270点満点)		240	0	130.7 (54.4%)
科目別得点	憲法 (30点満点)	30	0	15.8 (52.6%)
	行政法 (30点満点)	30	0	12.2 (40.6%)
	民法 (30点満点)	30	0	19.2 (64%)
	商法 (30点満点)	30	0	12.9 (43%)
	民事訴訟法 (30点満点)	30	0	14.7 (49%)
	刑法 (30点満点)	30	0	18.6 (62%)
	刑事訴訟法 (30点満点)	30	0	14.0 (46.6%)
	一般教養科目 (60点満点)	60	0	23.2 (38.6%)

(2) 論文式試験

- ア 受験者数 1301人(うち途中欠席8人)
- イ 採点対象者 1293人
- ウ 合格点 245点以上(得点率49%)
- エ 合格者数 123人
- オ 採点対象者の最高点等
 - (ア) 最高点 302.68点(得点率 60.5%)
 - (イ) 最低点 57.64点(得点率 11.5%)
 - (ウ) 平均点 195.82点(得点率 39.1%)

※ 論文式試験の出題の趣旨

憲法

本年の問題は、いわゆる積極的差別是正措置を含む法科大学院の入学者選抜制度の合憲性(憲法第14条違反か否か)を問う問題である。憲法第14条の「平等」は、いわゆる結果の平等ではなく、形式的平等(機会の平等)を意味すると解されてきたところ、性中立的な「結果」(実質的な平等)を目指す積極的な差別是正措置がどのような場合に許容されるのか、そのような差別是正措置がもたらす「逆差別」の問題をどう考えるのか、というのが本問の核心であり、これを、問題文や資料に示されている具体的事情を踏まえて検討することが求められている。なお、本問で求めているのは、観念的・抽象的な「暗記」からパターンで答えを導くような「学力」ではなく、正確に判例・学説を理解した上で判断枠組みを構築し、事案の内容に即した個別的・具体的検討を踏まえて一定の理にかなった答えを導き出す「学力」である。

行政法

行政訴訟の基本的な知識、理解及びそれを事案に即して運用する基本的な能力を試すことを目的として、旅館の建設につき条例に基づく町長の不同意決定を受けた者が、訴訟を提起して争おうとする場合の行政事件訴訟法上の問題について問うものである。不同意決定の処分性を条例の仕組みに基づいて検討した上で、処分性が認められる場合に選択すべき訴訟類型及び処分性以外の訴訟要件について、事案に即して説明することが求められる。

刑法

本問は、甲が、無理心中を図って子丙を殺害した妻乙から乙殺害の囑託を受け、殺意をもって乙の首を絞め、乙が死亡したものと誤信し、乙及び丙それぞれの殺害に関する証拠を隠滅する目的で犯行現場である甲宅に放火し、甲宅を全焼させるとともに、乙と丙の遺体を焼損させたが、乙の死因は放火による一酸化炭素中毒であったという

事案を素材として、事案を的確に分析する能力を問うとともに、行為者の行為の介在と因果関係、事実の錯誤、証拠隠滅罪等に関する理解とその事例への当てはめの適切さを問うものである。

刑事訴訟法

本問は、覚せい剤取締法違反被疑事件の捜査における搜索差押えを題材として、特別法違反事件に関する搜索差押許可状の「罪名」及び「差し押さえるべき物」の各記載の適法性を問うとともに、搜索の過程で発見された具体的な物件が当該搜索差押許可状記載の「差し押さえるべき物」に該当するか否かを検討させることにより、令状主義の趣旨と搜索差押えについての基本的な知識の有無及び具体的事案に対する応用力を試すものである。

民法

不動産の仮装売買（民法第94条第1項）を前提に、仮装名義人が不動産を一方に賃貸し、他方に売買した事案における、賃借人と買主との法律関係についての理解を問うものである。民法第94条第2項の善意の第三者に関する基本的理解を前提に、他人物売買及び他人物賃貸借をめぐる法律関係を検討し、さらに、他人物の売主及び賃貸人が所有者を相続した場合の法律関係を問うことで、正確な法的知識とそれに基づく事案分析能力、論理的思考能力及び応用力を試すものである。

商法

本問は、公開会社ではなく、かつ、株券発行会社ではない取締役会設置会社において、株式の譲渡がされた場合に関し、①譲渡人である取締役に対する招集通知を欠いてされた譲渡等承認請求に係る取締役会の決議の効力、②株主名簿の名義書換えが拒絶された株式取得者の取扱いについて、問うものである。解答に際しては、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役の意義、会社が譲渡等承認請求をしたとみなされる場合に関する規律の存在、株主名簿の名義書換えの不当拒絶の意義及び効果、名義書換未了の間にされた株主総会決議の効力、株式の二重譲渡において対抗要件を具備した第二譲受人との優劣等について、整合的に論述することが求められる。

民事訴訟法

訴状において被告と表示された者が訴え提起後第1回口頭弁論期日の指定や訴状副本の送達が行われる前に死亡していたところ、その者の生前の法定代理人であり、唯一の相続人である者が、その死亡の事実を明らかにせずに訴訟を迫行した結果、死亡した者を被告と表示して請求を認容する第一審の終局判決がされ、その終局判決に対して第一審の訴訟迫行者が自らの名で控訴した場合に、控訴審での当事者や裁判の内容

を問う問題である。訴えの適法性や第一審判決の効力、第一審判決で表示された当事者と異なる者が控訴した場合の取扱い、控訴の適法性等について、当事者の確定の問題、訴訟追行者の信義誠実の原則等を踏まえて事案に即して検討した上、控訴審で判断の対象となる事項を考慮し、控訴審がすべき適切な裁判を示す必要がある。

民事実務基礎

設問1は、貸金債権を譲り受けて請求する場合の請求を理由付ける事実の説明を求めるものである。訴訟物である権利の発生、取得及び行使を基礎付ける事実について、条文を基礎とする実体法上の要件の観点から説明することが求められる。

設問2は、時効の援用に関する考え方の相違が消滅時効の抗弁事実に及ぼす影響を問うものであり、実体法上の効果発生のための要件という観点から検討することが求められる。

設問3は、要件事実が民事訴訟の動態において果たす機能の理解を問うものである。時効完成前の催告（小問1）と時効完成後の債務承認（小問2）について、実体法上の効果、攻撃防御方法としての意味、相手方の認否といった観点から検討することが求められる。

設問4は、私文書の成立の真正に関するいわゆる二段の推定の理解を問うものである。設問5は、弁護士倫理の問題であり、弁護士職務基本規程第52条に留意して検討することが求められる。

刑事実務基礎

本問は、駅のホームで起こったキャリーバッグの置き引き事案について、具体的な事実に基づいて、窃盗罪の構成要件該当性と混同することなく甲の犯人性を検討できるか、被害者乙のキャリーバッグに関する占有の事実及び占有の意思の有無を検討できるか、甲の弁解に沿う事実に着目しつつ、甲の窃盗の故意の有無を検討して妥当な結論を導くことができるか、という基本的な実務能力を問うものである。

一般教養科目

設問1は、福沢が理想的な文明の状態を想定しているという点で価値相対主義ではないこと、他方理想的な状態に照らして各文明の程度を相対化し、その文明の実情に即した対応をすべきと考える現実主義者でもあったこと、この二点を明確に捉えているかどうかを問っている。その内容を要約するには、下線部A、Bの「相対」の意味に対する正確な理解が求められる。設問2では、自説と他説とを明示した上、自説の根拠と他説への反論を説得的に展開することが必要となる。全体として指定の分量内で簡明に記述する能力も求められる。

※ 合格者の成績の一例

合格者	憲法	行政 法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴	一般 教養	実務 基礎
甲	B	C	A	B	A	A	A	B	C
乙	D	A	A	B	B	B	A	A	A
丙	B	A	D	A	A	D	A	A	A
丁	B	A	A	C	F	A	B	B	A

(3) 口述式試験

- ア 受験予定者数 123人
 イ 受験者数 122人
 ウ 合格点 119点以上
 エ 合格者数 116人

※ 口述式テーマ

試験日\分野	民事	刑事
第1日目 10月29日(土)	主債務者と保証人に対して共同訴訟を提起する場合の訴訟手続, 要件事実及び民事保全	
第2日目 10月30日(日)		刑事弁護活動一般及び利益相反の場合における対応

※ 口述式再現から

[刑事実務]

机上には六法のみ置かれていました。

所要時間 7分程度

〈起訴前における弁護人の活動〉

Q これから事案を読み上げますが、少し長いので、聞き取れなかったり、分からなかったりしたら、聞き返してください。

ーはい。

Q 甲と乙は共謀の上、A に対して暴行を加え、加療約二週間を要する傷害を負わせた、との被疑事実により逮捕勾留された。甲乙らの知人 B から依頼を受けた弁護士は、警察署に赴き、甲乙らに接見したところ、甲と乙から弁護人に選任する旨

を聞き、裁判所に弁護任選任届を提出した。ここまでよろしいですか？

—はい。

Q では、これをもとに質問します。弁護人が勾留された甲と乙に接見したところ、甲と乙は早期に釈放を求める旨を告げた。この場合、弁護人としてはどうすべきですか？

—勾留の裁判に対して準抗告をすべきです。

Q うん、それは何条分かかりますか？

—六法を見てもよろしいですか。

Q どうぞ。

—(六法をめくる) 刑事訴訟法の 429 条の 2 号です

Q 429 条「1 項」2 号ですね。では、次に行きます。

裁判官は甲と乙につき接見禁止の裁判をしました。この場合、弁護人としては、甲と乙と連絡を取るにはどうしますか？

—接見禁止がなされていますので、そのままでは接見できないので・・・

Q 接見禁止とは、何か分かりますか？

—(まずい、接見禁止は弁護人には関係なかった！) 接見禁止とは、弁護人以外の者と被疑者との接見を禁止するものですから、すいません、弁護人は普通に接見が可能です。

Q (うなづく) では、甲の母親がどうしてもこうと連絡を取りたい場合、弁護人としては、どうすれば良いですか？

—えーと・・・、弁護人が母親の代わりに甲と接見して、伝えればよいと思います・・・

Q うん、それもありますけど、どうしても母親が直接面会したい場合は、どうしますか？

—・・・ やはり準抗告によって、接見禁止を解除してもらいます。

Q その根拠は？

—やはり 429 条 1 項 2 号です。

Q (うなづく) そこには「接見禁止に関する裁判」とは書いてありませんが、どの部分を根拠としますか？

—2 号の「勾留に関する裁判」という部分です。

Q そうですね。他に方法は？

—・・・ ちょっと分かりません・・・

Q うん、実務では裁判所に対して接見禁止の一部解除を求めるという方法がありますから、勉強しておいてください。

—はい。(一部解除なんて聞いたことないぞ・・・)

Q では、甲は「自分は暴行にほとんど関与しておらず、傷害は乙が負わせた。」と

供述しています。一方、乙は「暴行は全て甲が行った。」と供述しています。しかし、甲と乙はいずれも傷害罪の公訴事実で起訴されてしまいました。この場合、弁護人としてはどうすべきですか？

―・・・(甲と乙の供述の矛盾を解消する方法を聞いているのか??) 公判に向けて、証拠の収集を行います。被害者の A に話を聞いたりとか、甲と乙に詳しく話を聞いたりとか・・・

Q (うなずく) うん、そうして甲と乙から詳しく聞いても、さっきのような発言をしたときは？

―・・・(あれ、求めていた答えと違う?) すいません、分かりません・・・

Q んー、甲と乙の発言を覚えていますか？甲は「自分は暴行にほとんど関与しておらず、傷害は乙が負わせた。」と供述している一方、乙は「暴行は全て甲が行った。」と供述しています。

―・・・甲と乙の利益が相反するからです、弁護人は甲か乙いずれかの弁護人を辞任しなければならないと思います。(この答えでいいのか、半信半疑)

Q (うなづきながら、聞いていた。) うん、あるいは甲乙の両方の弁護人を辞任するという考えられますね。

―はい。

Q 私からは以上です。(副査の先生も特になし)

3 平成24年度予備試験

(1) 試験期日

ア 短答式試験

平成24年5月20日(日)→合格発表 6月14日(木)

イ 論文式試験

平成24年7月15日(日)、16日(月)→合格発表 10月11日(木)

ウ 口述試験

平成24年10月27日(土)、28日(日)→合格発表 11月 8日(木)

(2) 試験地

ア 短答式試験

札幌市又はその周辺、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市

イ 論文式試験

札幌市、東京都、大阪市、福岡市

ウ 口述試験

東京都又はその周辺

(3) 願書受付期間

平成24年1月10日(火)～2月3日(金)

平成23年司法試験予備試験

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

性別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
男	7449	5444	1202	109	103
女	1522	1033	137	14	13
合計	8971	6477	1339	123	116

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
19歳以下	17	16	1		
20～24歳	1435	1159	172	42	40
25～29歳	911	621	95	8	8
30～34歳	1388	975	252	35	33
35～39歳	1403	981	238	17	16
40～44歳	1255	863	198	8	7
45～49歳	893	650	161	8	7
50～54歳	668	470	108	1	1
55～59歳	474	342	69	4	4
60～64歳	326	242	39		
65～69歳	90	70	5		
70～74歳	62	50	1		
75～79歳	35	28			
80歳以上	14	10			
合計	8971	6477	1339	123	116

平成23年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
公務員	868	599	117	14	13
教職員	115	73	9	1	1
会社員	1896	1287	258	12	12
法律事務所事務員	249	179	58	4	4
塾教師	163	117	27	2	2
自営業	483	335	67	4	3
法科大学院生	272	192	32	8	8
法科大学院以外大学院生	43	24	2		
大学生	1522	1218	170	42	40
無職	2912	2153	535	35	32
その他	448	300	64	1	1
合計	8971	6477	1339	123	116

出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
大学卒業	5285	3805	853	49	46
大学在学中	1565	1236	169	41	39
大学中退	294	196	29		
法科大学院修了	471	336	166	21	19
法科大学院在学中	282	198	31	6	6
法科大学院中退	86	49	4	1	1
法科大学院以外の大学院修了	574	396	69	4	4
法科大学院以外の大学院在学中	50	26	1		
法科大学院以外の大学院中退	75	55	6	1	1
短期大学卒業	33	16	1		
短期大学在学中	2				
高校卒業	152	97	6		
高校在学中	2	2	1		
高校中退	22	13			
その他	78	52	3		
合計	8971	6477	1339	123	116

出願時現在

過去の司法試験の受験経験	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
受験したことがない	2394	1629	109	18	17
旧試験のみ受験したことがある	6108	4512	1064	84	80
新試験のみ受験したことがある	132	91	52	8	7
両方とも受験したことがある	337	245	114	13	12
合計	8971	6477	1339	123	116

出願時現在

司法試験予備試験における短答式試験の採点及び合否判定方法について

平成23年11月17日司法試験予備試験考査委員会議申合せ事項

1 選択問題の採点について

一般教養科目において、指定された題数を超えて選択した場合、問題番号の小さい方から指定題数に満つるまでのものを有効な選択・解答とみなして採点し、それを超えたものについては採点しない。

2 合否判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって判定を行う。

ただし、短答式試験において受験をしていない科目が1科目でもある場合は、それだけで不合格とする。

司法試験予備試験論文式試験の採点及び合否判定等の実施方法・基準について

平成23年11月17日司法試験予備試験審査委員会議申合せ事項

司法試験予備試験論文式試験の採点及び合否判定等の実施方法・基準については、以下のとおりとする。

1 採点方針

(1) 白紙答案は零点とする。

(2) 各答案の採点は、次の方針により行う。

ア 優秀と認められる答案については、その内容に応じ、下表の優秀欄の範囲。

ただし、抜群に優れた答案については、下表の優秀欄（ ）の点数以上。

イ 良好な水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の良好欄の範囲。

ウ 良好とまでは認められないものの、一応の水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の一応の水準欄の範囲。

エ 上記以外の答案については、その内容に応じ、下表の不良欄の範囲。

ただし、特に不良であると認められる答案については、下表の不良欄〔 〕の点数以下。

優 秀	良 好	一応の水準	不 良
50点から 38点 (48点)	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点 [3点]

(3) 採点に当たってのおおまかな分布の目安を、各問に応じ次のとおりとする。ただし、これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。

割 合	5 %程度	2 5 %程度	4 0 %程度	3 0 %程度
得 点	50点から 38点	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点

2 採点格差の調整方法

論文式試験においては、受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、一人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担し、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が発生し得るので、以下の方法により採点格差の調整を行うものとする。

- (1) 論文式試験の採点格差調整は、各考査委員が採点した全答案ごとに標準偏差を算出して行う。
- (2) 各個人の点数（素点）について、当該受験者の採点を行った考査委員の平均点からどの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）を算出して、これを当該個人の得点とする。
- (3) 以下の算式により計算する。

例：A 委員が採点した甲受験者の答案の採点調整の仕方

$$\text{算式} = \frac{(\text{A 委員が採点した甲の得点 (素点)} - \text{A 委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A 委員が採点した答案全体の標準偏差}^{(\ast 1)}} \times \text{配点率}^{(\ast 3)} + \text{全科目の平均点}^{(\ast 4)}$$

※ 1 A 委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{算式} = \sqrt{\frac{(\text{個人の得点} - \text{A 委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{ の総和}}{\text{A 委員が採点した受験者数} - 1^{(\ast 2)}}}$$

※ 2 A 委員は、受験者の一部の採点を行っているため統計学上の処理として、採点した受験者数から、1 を減じて標準偏差を算出する。

※ 3 配点率
配点に応じた一定の掛け率

※ 4 全科目の平均点
全科目の平均点は、配点に応じて按分した全科目の平均点とする。

3 論文式試験の得点

- (1) 1 科目の得点は、その科目内における各問の得点の合計点とする。
 - (2) 各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点とする。
- なお、ここでいう複数の考査委員により採点された得点とは、考査委員により採点された素点を上記「2 採点格差の調整方法」により調整を行った後の得点をいう。

4 合否判定方法

論文式試験の各科目の合計点をもって判定を行う。

ただし、論文式試験において受験をしていない科目が 1 科目でもある場合は、それだけで不合格とする。

司法試験予備試験口述試験の採点及び合否判定の実施方法・基準について

平成23年11月17日司法試験予備試験考査委員会議申合せ事項

1 採点方針

法律実務基礎科目の民事及び刑事の採点は次の方針により行い、両者の間に不均衡の生じないように配慮する。

- (1) その成績が一応の水準を超えていると認められる者に対しては、その成績に応じ、
63点から61点までの各点
- (2) その成績が一応の水準に達していると認められる者に対しては、
60点（基準点）
- (3) その成績が一応の水準に達していないと認められる者に対しては、
59点から57点までの各点
- (4) その成績が特に不良であると認められる者に対しては、その成績に応じ、
56点以下

2 運用

- (1) 60点とする割合をおおむね半数程度とし、残る半数程度に61点以上又は59点以下とすることを目安とする。
- (2) 61、62点又は58、59点ばかりでなく、63点又は57点以下についても積極的に考慮する。

3 合否判定方法

法律実務基礎科目の民事及び刑事の合計点をもって判定を行う。

口述試験において法律実務基礎科目の民事及び刑事のいずれかを受験していない場合は、それだけで不合格とする。